

建築等許可申請書類チェックシート（都市計画法第43条）

- ※ 証明書の交付申請にあたっては、事前に「湖南省開発許可の取り扱い基準」を参照いただくとともに湖南省住宅課へご相談ください。
- ※ 建築基準法上の接道要件および既存建築物の適法性（敷地分割含む）を滋賀県甲賀土木事務所管理調整課で確認してください。
- ※ 本チェックリストにチェックのうえ、申請書に添えて提出してください。
- ※ 一度発行した許可書の差し替えは不可のため、必要な場合は再度申請してください。（手数料の減免なし）

	図書名	チェック事項	申請者 レ	市 レ
1	許可申請書 指定様式（様式21）	申請日については、担当職員の確認を受けてから記入すること。（不足書類等がないことを確認してから、職員の面前で記入いただきます。）		
		土地の所在、地番、地目は登記事項証明書に準じ記入、面積は実測および公簿面積を記入し、書ききれない場合は別紙に記入すること。敷地面積は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで明記すること。（道路後退部分を含む）		
		建築物等の用途を具体的に明記すること。（自己居住用一戸建住宅、自動車車庫、倉庫等）		
		改築又は用途の変更の場合は、既存建築物の建築許可証に記載されている用途を明記すること。		
		11号エリアは「政令第36条第1項第3号ロ」、12号エリアは政令第36条第1項第3号ハ」と明記すること。		
		代理者の氏名、連絡先を明記すること。		
2	建築物概要書 指定様式（様式22）	面積は小数点以下2位まで明記すること。（土地の面積は3位を切り捨て）		
		建築物の用途が複数の場合は、用途毎に区分して明記すること。		
		様式欄外の注に記載されている事項について、誤りがないか確認すること。		
3	理由書	申請者の住所、氏名（署名または記名）を明記すること。		
		次の事項を漏れなく明記すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう）の用に供する住宅を必要とする理由 ・ 現在居住している住宅の自借家の別 ・ 当該市街化調整区域において建築する理由 ・ 建築物の着工、完了予定年月日 ・ 現住居の許可後の取扱い方法 ・ 指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容（詳しく記入のこと） ・ 造成行為および土砂の搬出入がない旨を明記 ・ 排水計画、給水計画に関する説明 ・ 擁壁（1.0m未満の管理行為内）を設置する場合は、安定性について明記 		
4	理由書の説明資料（34条各号の要件に該当する図書）	証拠書類等はすべて添付すること。		
		住民票記載事項証明書は、家族全員のもの（本籍記載不要）を添付すること。（発行後3か月以内のもの）		

	図書名	チェック事項	申請者 レ	市 レ
5	申請地の登記事項証明書	線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書を添付すること。		
		抵当に入っている場合は、抵当権者の同意書を添付すること。（ローン の場合は不要）		
		発行後3か月以内のもの。		
6	公図（字限図）	申請地は緑色、里道は赤色、水路は青色に着色すること。		
		申請地および隣接地の地番、地積、地目、所有者名を明記すること。 （複数枚の場合は、合成図を作成すること）		
		字限図の転写年月日（3か月以内）および転写者の氏名を明記するこ と。		
		字限図が所在する法務局名を明記すること。		
		登記された地積測量図がある場合は、添付すること。		
		公図が現況と異なる場合は、公図訂正が必要。		
7	申請地の売買契約書等	申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 ・売買契約書 ・相続により承継する場合は、贈与が確実であることを証する書面 ・借地契約書（指定区域[11号エリア]のみ） ・土地所有者の同意書（土地所有者の押印必要）		
8	現況写真	全景、区域周辺部、河川、道路、隣接部の詳細を撮影のこと。		
		今回、申請建物の建築場所が分かる写真を含むこと。		
		既存建築物、申請区域が判断できるもの。		
		撮影した写真の箇所および向きを地図上で示すこと。		
		カラー写真でサービス版以上であること。 申請区域界線を赤色で明記すること。		
9	位置図	縮尺は1/2,500～1/25,000とし、区域を赤色に着色すること。		
		周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等）が判断できるもの。		
10	敷地現況図	縮尺1/50～1/100とし、方位、申請地境界（赤線）、申請地番、地目、 建物の位置、排水処理施設を記入のこと。		
		既設の構造物、隣接する道路名、現況幅員、建築基準法による道路区分 等を明記のこと。		
		除去物についても明記すること。		
11	丈量図 （求積図）	縮尺1/500以上とし、外周長（辺長）を明記すること。		
		道路後退がある場合は、後退前後の求積図を添付すること。		
12	横断面図	境界、側溝等を記入のこと。		
		2方向とし、境界は赤線で明記すること。		
13	建築物平面・立面図	縮尺1/100以上。		
		各階の平面図および2面以上の立面図を用いること。		
		建築面積、延べ面積、構造、最高高さを明記のこと。		
14	委任状	様式は任意で可。（委任者の押印は必須）		
		委任者が複数の場合は、すべての委任者が明記されていること。		
		受任者の住所、氏名、電話番号を明記すること。		
		委任事項の内容に漏れがないこと。		

	図書名	チェック事項	申請者 レ	市 レ
15	流末排水経路図 (土地利用計画図)	敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について明記すること。		
		降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。		
		縮尺1/500以上とし、方位、開発区域（赤線）、建築敷地境界（赤線）、工区界、排水方向（青矢印）、予定建築物等の敷地の形状および配置を明記すること。（道路後退のある場合は後退部分を明示すること。）		
		他法令等（道路法、河川法）において施工される構造物の位置、形状、寸法を明記すること。（法令等の名称、許可番号、許可年月日も明記）		
		予定建物については赤線で囲み、建築面積、延べ面積、構造、最高高さを記載すること。		
		造成行為および土砂の搬出入がない旨を明記すること。		
16	その他 (必要に応じて)	現在住居が賃貸借物件である場合は、賃貸借契約書の写し。		
		開発許可証、検査済証の写し。		
		建物の登記事項証明書。		
		建築確認関係書類の写し。		
		道路位置指定や建築基準法第43条ただし書き道路等が必要な場合、許可証の写し。		
		航空写真（証明書付）、他法令の許認可証、罹災証明書等		
17	留意事項	作成図面には作成者を明記のこと。		
		申請書類・図面等は各項目において、1枚の用紙でまとめること。（異なる申請書類・図面の併記は認められません。）		
		申請書類一式は正・副各1部ずつ提出し、順番に並べて提出すること。		